

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 学校教育課

法令名	佐賀県立学校授業料等徴収条例			法令番号	昭和23年佐賀県条例第17号			
手続名	入学者選抜手数料の減免			根拠条項	第3条第3項			
審査基準	非常災害又は特別の事情により、教育委員会で学資の支弁が困難であると認めるときは、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部又は一部を免除することができる。							
受付機関	学校教育課	処理機関	学校教育課	交付機関	学校教育課	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	日	